

八戸市における高齢者虐待の現状

1. 相談受理及び対応体制

平成 17 年度から高齢福祉課（18 年度からは課内に地域包括支援センターを設置）にて高齢者虐待に関する相談を受け付け、虐待の解消に向けた様々な取り組みを行っている。平成 27 年度からは 9 箇所のサブセンターを設置し相談対応の強化を図っている。

2. 養護者による虐待

1) 相談件数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	82	67	44
虐待あり・疑い件数	52	64	22

2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	介護放棄	性的
平成 24 年度	36	30	14	9	0
平成 25 年度	39	33	11	10	1
平成 26 年度	15	16	4	3	0

3) 相談通報者

24 年度は「介護支援専門員」「家族・親族」「本人」の順

25 年度は「介護支援専門員」「警察」「家族・親族」の順

26 年度は「警察」「家族・親族」「本人」の順

4) 虐待を受けている高齢者の特徴

女性が大半を占める。虐待の要因を見ると「認知症が適切に対処されない」「共依存」などが虐待の背景になっていることが多い。

5) 養護者の特徴

高齢者との続柄では「息子」「夫」が多く、次いで「娘」「婿」の順となっている。養護者が抱えている問題は多岐にわたり、主なものとして「低収入・無収入」「介護負担」「病気の無理解」などが挙げられる。

3. 養介護施設従事者による虐待

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	1	0	1

八戸市における障がい者虐待の現状

1. 相談受理及び対応体制

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、市障がい福祉課及び市委託相談支援事業所（障害者相談・活動支援センターぴあみなと、地域生活支援センター青明舎、地域活動支援センターハートステーション）の 4 箇所からなる八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っている。

2. 養護者による虐待

1) 相談件数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	5	3	5
虐待認定件数	0	0	0

2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	放棄、放置	性的
平成 24 年度	3	2		1	
平成 25 年度	2	2			
平成 26 年度	3	2	2		

3) 相談通報者 「家族」「民生委員」「施設従事者」「行政職員」「警察」等

4) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別

※障がい重複している場合がある。

精神障がい：6、知的障がい：4、身体障がい：3、不明：1

3. 施設従事者等による虐待

1) 相談件数

※虐待と判断しないケースにおいても必要に応じて注意・指導を行う。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	2	1	3
虐待認定件数	0	0	1

2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	放棄、放置	性的
平成 24 年度	1	1			1
平成 25 年度		1			
平成 26 年度	2	1			1

3) 相談通報者 「家族」「施設従事者」等

4) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別

※障がい重複している場合がある。

知的障がい：5、精神障がい：1、身体障がい：1

八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議実施状況

1. ケース会議の目的

高齢者及び障がい者に対する虐待に対して、その防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにするとともに、被害者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築するために、広く意見を聴取することを目的としている。

2. 平成 27 年度の会議開催状況

通報内容と市が行った事実確認の状況を情報提供し、虐待の有無や対応策について意見聴取を行った。

・障がい者虐待に関する内容：1 回

意見聴取者：弁護士、障害者団体代表者等

・高齢者虐待に関する内容：2 回

意見聴取者：医師・弁護士・看護師・介護支援専門員・介護士・精神保健福祉士等

○高齢者虐待について

認知症に適切な対応がなされないことによる虐待の割合が増している（全国と同じ傾向）。また、それ以外にも虐待の要因として「共依存」「低収入・無収入」「介護負担」などが複合している例があるため、状況の把握や支援に高度な専門性が求められるようになってきている。

○障がい者虐待について

昨年度と比較し、件数・特徴ともに大きな変化は見られなかった。主に施設従事者による虐待が疑われる事案について、閉鎖的な場面で発生している一方で、事実確認調査の対象範囲が施設全体におよぶ場合があり、調査対象や調査方法の検討や虐待の有無の判断にあたって、専門的な視点を必要とするケースがあった。

⇒ケース会議を開催し専門的な意見を聴取することで、その後の対応や最終判断の参考とすることはもとより、他のケースを検討する場面においても意見を反映させることができた。

3. 今後の見通し

今後も高齢者及び障がい者虐待については、より多様でより複雑な内容となっていくことが想定され、必要に応じて会議を開催し、専門的な知見を取り入れつつ、対応を速やかに行う。

資料2-1

平成28年3月17日

子育て支援課

八戸市における児童虐待の現状

- ・青森県全体の相談状況を見ると、心理的虐待が大きな割合を占めており、八戸市では、身体的虐待・ネグレクトの件数が多い。
- ・虐待者は、青森県全体では実父、八戸市では実母が大きな割合を占めている。

■ 児童相談種類別件数(延べ件数)－家庭(児童)女性等相談室

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行		育児相談				その他	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
24	38	7	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4	14	2	7	19	94
25	22	10	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	18	3	17	36	111
26	10	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	17	35	73
27	5	19	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	13	25	66

(27年度：平成28年1月31日時点)

■ 児童虐待相談受付件数

- 児童相談所の児童虐待相談件数(八戸市福祉事務所分を含む)

年度	全国	青森県	八戸児相	八戸市民分	八戸市福祉事務所	内訳			
						身体的	性的	心理的	ネグレクト
24	66,807	842	196	159	38	4	0	21	13
25	73,765	822	212	209	22	6	0	13	3
26	88,931	834	242	220	10	1	0	3	6
27					5	2	0	1	2

(27年度：平成28年1月31日時点)

■ 虐待者(八戸市)

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
24	6	2	29	1	0	38
25	2	2	17	0	1	22
26	10	0	0	0	0	10
27	1	0	4	0	0	5

(27年度：平成28年1月31日時点)

■ 虐待相談種別(青森県)

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	合計
24	267	13	365	197	842
25	263	7	437	115	822
26	228	6	454	146	834

■ 虐待者(青森県)

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
24	373	52	366	10	41	842
25	414	61	300	9	38	822
26	393	61	336	5	39	834

資料2-2

平成28年3月17日
子育て支援課

八戸市におけるDV防止の現状

- ・青森県全体の相談件数は、横ばい傾向であり、八戸市では、今年度は増加している。
- ・八戸市では、DV防止啓発用カードの設置など啓発活動を行っている。

■ 八戸市の女性相談 相談別件数

単位：件

相談の種別	人 間 関 係													住居問題	経済関係				医療関係	計
	夫 等			子ども			親 族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	その他		生活困窮	借金・サラ金	求職	その他		
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	親族の暴力	その他											
24年度	114	85	22	3	16	93	4	1	53	0	5	2	47	36	10	0	3	31	118	643
25年度	113	68	8	7	2	65	4	4	47	2	0	1	21	42	13	1	2	27	123	550
26年度	69	55	11	4	8	63	2	3	29	1	0	2	19	28	10	4	3	22	106	439
27年度	122	32	12	2	3	48	2	0	41	2	1	1	33	7	11	14	7	21	92	451

(27年度：平成28年1月31日時点)

■ DV相談受付件数

○ 配偶者暴力相談支援センター 及び 八戸市福祉事務所のDV相談受付件数

年度	配偶者暴力相談支援センター			八戸市福祉事務所	市民分合計
	全国	県全体	三八県民局分（うち八戸市民分）		
24	89,490件	715件	193件（95件）	114件	209件
25	99,961件	747件	179件（118件）	113件	231件
26	102,963件	720件	171件（126件）	69件	195件
27			173件（106件）	122件	228件

(27年度：平成28年1月31日時点)

■ 啓発活動

①市庁舎内、女子トイレにカード(DV防止啓発用)の設置

場所 市庁舎内の女子トイレ4箇所

設置枚数 約300枚

②街頭でのポケットティッシュ(相談窓口の連絡先明記)配布

日時・場所 児童虐待・DV防止月間(11月)

市子育て支援課窓口、市内大型ショッピングセンター

配布枚数 約2,000枚

協力者 主任児童委員(6名)

③電子メールによる相談受付、子育て情報サイトでの相談窓口の周知

平成 28 年 3 月 17 日

子 育 て 支 援 課

八戸市の児童虐待・DV 相談に関するケース検討会議等の実施状況

1. 会議の目的

要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的としている。

2. 平成 27 年度の会議開催状況

〔児童虐待に関する相談〕

◎八戸市要保護児童対策地域協議会実務者会議 12 回

参集者：児童相談所、子育て支援課、健康増進課、教育指導課

◎ケース検討会議 13 回

（泣き声通報 7 件、進行管理ケース会議等 6 件）

参集者：子育て支援課担当者、家庭相談員

事案に応じて、児童相談所、保健師、病院関係者（医師・看護師・相談員等）、生活保護担当者
学校関係者（校長・教頭・スクールソーシャルワーカー等）

〔DV 相談〕

◎ケース検討会議 8 回

参集者：子育て支援課担当者、女性相談員

事案に応じて、保健師（健康増進課・障がい福祉課）、病院関係者、生活保護担当者

○児童虐待について

近年、関係機関の情報共有により支援が必要な妊産婦を早期に発見する事案が増えており、産前・産後を通じて、切れ目のない妊産婦及び子への支援が必要となってきた。

⇒早期の段階において関係機関が情報共有することで、子の出生後の対応に関して、児童相談所等との速やかな連携も可能になり、また、家庭児童女性等相談室の利用など妊産婦の精神面での支援に繋がることも期待できる。医療機関、母子保健部門及び児童福祉部門など関係機関が連携することが妊産婦及び新生児の安全の確保に繋がっている。

○DV 被害者支援について

昨年と比較し、相談件数は増加しており、特に、被害者が精神障害を患っている方や外国人の方である場合は、DV への対応後、きめ細やかな自立支援が必要となってきた。

⇒ケース検討会議においては、被害者に寄添い、必要な支援策を検討する必要がある。なお、DV 被害者の自立支援については、様々な制度や関係機関の連携体制が整備され、高等職業訓練促進給付金の利用や「就労サポートコーナー八戸」などの支援を受け、自立に繋がっているケースが増えている。

3. 今後の見通し

今後も、児童虐待、DV に関する相談は、より多様で複雑な内容となることが予想され、緊急かつ、迅速な対応が求められることから、関係機関との連携を密にして対応して参りたい。

八戸市いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 4 月

八戸市・八戸市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 八戸市が実施する施策	
(1) 八戸市いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 八戸市における体制整備	
ア 総合教育会議	5
イ 八戸市虐待等防止対策会議	5
ウ いじめ防止対策組織の設置等	
(ア) 八戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(イ) 八戸市いじめ問題専門委員会の設置	5
(3) 相談体制の整備	5
2 八戸市教育委員会が実施すべき取組	
(1) いじめの防止等のための取組	5
(2) いじめに対する措置	6
(3) 重大事態への対処	6
(4) 学校評価の留意点、教員評価の留意点	6
(5) 学校運営改善の支援	6
3 学校が実施すべき取組	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	7
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
4 家庭・地域社会及び関係機関等における取組の必要性	
(1) 家庭・地域社会及び関係機関等における取組の在り方	9
(2) 家庭・地域社会及び関係機関等での取組	9
5 重大事態への対処	
(1) 市教育委員会又は学校による調査	
ア 重大事態の発生と調査	10
イ 調査結果の提供及び報告	13
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
ア 再調査	14
イ 議会への報告	14
ウ 再調査の結果を踏まえた措置	14
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 市の基本方針の見直し時期	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等の対策は、社会全体で取り組むべき重要課題である。そのため、大人も児童生徒も「いじめは絶対に許されない行為であること」を十分に理解し、それぞれの責務を自覚し、互いに協力し合いながら、いじめの問題を克服することを目指して、いじめの防止等の対策に取り組んでいかなければならない。

そこで、八戸市及び八戸市教育委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「八戸市いじめ防止基本方針」を策定するものである。

この八戸市いじめ防止基本方針は、児童生徒の尊厳を保持することを目的に、「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」の教育基本理念のもと、市や市教育委員会・学校・家庭・地域社会・その他の関係機関が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組み、児童生徒の健やかな育ちといじめのない社会の実現を目指すものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、いじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行われなければならない。
- (2) いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命や心身を保護・救済し、安全や安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、市や学校・家庭・地域社会・その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 囲みの部分はいじめ防止対策推進法の条文である。（以下同じ。）

- (1) 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。

この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件だけをもとに解釈しないようにする必要がある。

例えばいじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多いことを踏まえ、行為が起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに、表面のみにとらわれることなく、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校や学級・部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。この場合、けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に留意する必要がある。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為をした児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめを受けた児童生徒の立場に立つて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、学校は行為をした児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

- (6) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察と連携して対応することが必要である。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査では、仲間はずれや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」について、多くの児童生徒が被害者にも加害者にもなっているという結果が出ている。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。

- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団における構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの防止

ア 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである」という共通認識をもち、常に全ての児童生徒を見守っていくことが重要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない行為であること」の理解を促すとともに、児童生徒に豊かな情操や道徳心を培い、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめの問題を自分のこととして考え、関わっていかうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

ウ いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その要因の改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育んでいく必要がある。

エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感が得られる学校づくりが未然防止の観点から重要である。

オ 「いじめは絶対に許されない行為であること」という共通認識をもち、その対策には市民が一体となって取り組んでいく必要がある。

- (2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

イ いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。その上で、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ いじめを受けている児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する必要がある。このため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、早期発見に努めるとともに、家庭や地域社会と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事実を確認し、適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会へ連絡・相談し、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

イ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。また、学校として組織的な対応を可能とするような体制を整備しておくことが必要である。

(4) 家庭や地域社会との連携について

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭や地域社会が連携することが必要である。例えばPTAや地域社会の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、地域学校連携協議会を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭や地域社会と連携した対策を推進する必要がある。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校や家庭・地域社会が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や市教育委員会においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携することが不可欠である。そのため、日頃から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

イ 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図ったり、八戸市少年相談センター、八戸市子ども支援センター、八戸市家庭（児童）女性等相談室、学校以外の相談窓口についても児童生徒やその保護者へ適切に周知したりするなど、学校と市・市教育委員会が関係機関と連携することが重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 八戸市が実施する施策

本市は、いじめの防止等のため、市教育委員会と一体となっていじめの防止等のための対策を総合的に推進するとともに必要な措置を講ずる。

(1) 八戸市いじめ防止基本方針の策定

本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法の趣旨を踏まえ、国及び本県の基本方針を参考にして、「八戸市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）」を定める。

(2) 八戸市における体制整備

ア 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、総合教育会議において、適宜、八戸市内の小・中学校のいじめの未然防止等の取組やいじめの問題等の現状についての協議を行う。

イ 八戸市虐待等防止対策会議

八戸市虐待等の防止に関する条例（平成 23 年条例第 16 号）第 8 条の規定に基づき、八戸市虐待等防止対策会議において、適宜、学校や地域社会、家庭等における虐待（いじめを含む）等の未然防止に関する施策及び事業等の現状についての協議を行う。

ウ いじめ防止対策組織の設置等

(ア) 八戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- a 市は本市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「八戸市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。
- b 連絡協議会は、学校、市教育委員会、八戸児童相談所、青森地方法務局八戸支局、八戸警察署、PTA、本市関係行政機関、その他の関係機関の代表者で構成する。

(イ) 八戸市いじめ問題専門委員会の設置

- a 市教育委員会は、市の基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、法第 14 条第 3 項に基づき「八戸市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。
- b 専門委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。
- c 専門委員会は以下の機能を有するものとする。
 - (a) 市教育委員会の諮問に応じ、公立小・中学校におけるいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うこと。
 - (b) 公立小・中学校におけるいじめに関する通報や相談について、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ること。
 - (c) 公立小・中学校におけるいじめの事案について、市教育委員会が、公立小・中学校からいじめの報告を受け、法第 24 条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的見地から調査や助言を行うこと。
- d 法第 28 条第 1 項に基づき、重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、この専門委員会において調査を行う。（重大事態への対処については「5 重大事態への対処」に詳述）

(3) 相談体制の整備

児童生徒や保護者及び教職員等がいじめの問題に係る相談を行うことができる体制の整備に努める。

2 八戸市教育委員会が実施すべき取組

(1) いじめの防止等のための取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、人と人との絆を結び、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- イ いじめの防止のため児童会や生徒会が中心となつて行う活動等、児童生徒が自主的に行う活動の充実を図るとともに、児童生徒がいじめの防止等の取組に、より主体的に取り組む態度を育てるために「いじめの問題等に関する対話集会」等を開催し、意識啓発のための活動の充実を図る。
- ウ 児童生徒や保護者及び教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発に必要な措置を講ずる。
- エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及びその他の取組状況を把握し、学校への支援・指導を行う。
- オ 児童生徒や保護者及び教職員等がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備に努める。
- カ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施するなど、教職員のいじめの問題への対策に関する資質能力の向上に努める。
- キ インターネットで発信された情報はすぐに拡散され、拡散された情報の回収は困難であること、匿名での情報発信が多いことなどから、児童生徒及び保護者がその特性を理解し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるよう、啓発活動の充実努める。
- ク 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む）の規定による出席停止の手續等を定めた八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成 13 年教育委員会規則第 18 号）第 11 条に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

（２） いじめに対する措置

学校から法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、その学校に対し必要な支援及び指導・助言、又は自ら必要な調査を行う。なお、公立小・中学校の調査については、必要に応じ、法第 14 条第 3 項の専門委員会を活用する。

（３） 重大事態への対処

法第 28 条に基づく調査及び措置等を適切に実施する。（重大事態への対処については「5 重大事態への対処」に詳述）

（４） 学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ア 各学校が行う学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、いじめの防止等に関する取組の目標や計画を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価するとともに、評価結果に基づきその改善に取り組むよう、必要な指導・助言に努める。
- イ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒理解や未然防止・早期発見に努めるとともに、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組を行っていることなどについて評価するよう、必要な指導・助言に努める。

（５） 学校運営改善の支援

- ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- イ 保護者や地域住民が学校運営に参画する地域学校連携協議会等の活用により、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

3 学校が実施すべき取組

学校はいじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立し、市教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ア 学校は法第 13 条に基づき、国の基本方針や本市の基本方針を参考にして、各学校の実情に応じ、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める必要がある。
- イ 学校基本方針は、いじめの防止のための取組や早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容とすることが必要である。具体的な内容としては以下のようなことが考えられる。
 - (ア) いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。
 - (イ) 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などのような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりする。
 - (ウ) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかについて、PDCAサイクルを活用して法第 22 条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すことを学校基本方針に盛り込むことが望ましい。
- ウ 具体的な取組の策定に当たっては、学校全体での取組とするために、児童生徒が主体的に参加できるようなものとなるよう留意する。
- エ 学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくため、学校基本方針は保護者や地域社会の意見を反映させるなど、地域社会を巻き込んだ学校基本方針になるように留意する。
- オ 策定した学校基本方針については、児童生徒や保護者に示すとともに、学校のホームページなどで公開するよう努める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ア 学校は、法第 22 条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止等対策委員会」という。）を置くものとする。
- イ いじめ防止等対策委員会の構成員としては、管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者等の外部専門家を加え、個々のいじめの防止や早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織として対応することで、より実効のないいじめの防止等の対策に取り組む体制とする。
- ウ いじめ防止等対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、それを基に、組織的に対応できるような体制とする。

エ いじめ防止等対策委員会の具体的な役割としては、以下のようなことが想定される。

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
 - (イ) いじめの相談や通報の窓口としての役割
 - (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報を収集・記録し、その情報の共有を図る役割
 - (エ) いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- オ いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うことが必要であるため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込まずにいじめ防止等対策委員会に報告・相談する。
- カ いじめ防止等対策委員会は、集められた情報を個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- キ いじめ防止等対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、必要に応じた計画の見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校と市教育委員会は、連携して、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図り、児童生徒の健全な育成に努めるとともに、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たるものとする。

学校においていじめの防止等の取組を推進するに当たっては、教職員全員の共通理解の下、複数の教職員により児童生徒を見守る体制づくりに努めるとともに家庭や地域社会・関係機関と連携して以下の事項に取り組む。

ア いじめの防止

- (ア) 児童生徒が生命のかけがえのなさを自覚するとともに、生命に対する畏敬の念や、自分と同じように他人の人格や人権も大切にすることなどの人間尊重の精神を育み、実際の生活の中で生かすことができるよう学校の教育活動全体を通じて道德教育を推進する。
- (イ) ボランティアや職場体験・就業体験をはじめとした体験活動等を推進し、地域社会や集団の中で、様々な人々との触れ合いを通し、コミュニケーション能力の育成を図る。
- (ウ) いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため、全ての児童生徒を対象に、いじめを行わせないための指導に取り組む。
- (エ) 未然防止の基本として、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (オ) 児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。
- (カ) 学校全体でいじめの防止等に取り組むことができるようにするため、児童生徒がいじめの問題について考え、その防止に主体的に取り組む活動を充実させる。
- (キ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う必要がある。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいのように見えたりすることもあるため、教職員は、ささいな兆候であっても、いじめの可能性を考慮し、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する必要がある。
- (イ) 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しても、当該児童生徒の人格の成長を促し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (イ) 担任が一人で抱え込んだりせず、組織的に対応するとともに、保護者との協力や関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

エ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

- (ア) インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくいことから、児童生徒に対する情報モラル教育を一層充実させるとともに、保護者に対する啓発活動に取り組む。
- (イ) インターネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに関係機関と連携し対応する。

4 家庭・地域社会及び関係機関等における取組の必要性**(1) 家庭・地域社会及び関係機関等における取組の在り方**

- ア いじめの防止等の取組は、学校だけでなく、家庭や地域社会・関係機関が連携して取り組むことが重要であり、いかなるいじめも許さないという人権尊重の精神を育む体制を整備することが必要である。
- イ 子どもの教育については、保護者に第一義的な責任があることを認識して、家庭環境や親子関係が子どもの豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し、思いやりの心、規範意識、正義感等の人間尊重の精神及び公共心を日頃の生活の中から育むことが大切である。

(2) 家庭・地域社会及び関係機関等での取組

- ア 家庭では、子どもが悩みを相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、子どもの理解と変化に気付くよう、子どもとの会話を大切にする。
- イ 家庭では、基本的生活習慣の確立や規範意識の醸成、情報機器の使用の家庭内ルールづくりなどに努める。
- ウ 学校、家庭、地域社会が一体となった子どもの安全・安心な環境づくりといじめの防止等の取組の推進を図る。
- エ 相談電話や相談窓口等を開設している関係機関は、これまで以上に学校との連携を強化するとともに、相談員の対応能力の向上を図るよう努める。

5 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合は、いじめを受けた児童生徒、保護者及び関係した児童生徒の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係等を調査し、再発防止に努める必要がある。

(ア) 重大事態の意味について

a 当該児童生徒に対して行われたいじめ行為が、法第 28 条 1 項の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因となった案件を重大事態という。

b 第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な損害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定される。

c 第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

d 児童生徒や保護者から「いじめを受けて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したととらえる必要がある。

e 学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分に把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

学校は、法第 30 条に基づき、重大事態が発生した場合、速やかにその旨を、市教育委員会を通じて市長に報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

a 調査の趣旨

(a) 法第 28 条の調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。

(b) 重大事態が発生した場合、市教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

b 調査主体

- (a) 調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、市教育委員会が主体となつて行う場合があるが、これまでの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。
- (b) 学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織について

- a 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- b この組織の設置にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- c 市教育委員会が調査主体となつて行う場合は、法第 14 条第 3 項の専門委員会により調査を行う。
- d 学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

a 調査の在り方

- (a) 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する必要がある。
- (b) 本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。
- (c) 重大事態の調査により明らかになった事実関係が、市教育委員会及び学校にとってたとえ不都合なことであつたとしても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実にしつかりと向き合い、再発防止に努める必要がある。

b いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の調査

- (a) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する必要がある。

(b) 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

(c) いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする必要がある。

c いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の調査

(a) 児童生徒の入院や死亡、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。

(b) 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

(カ) 自殺の背景調査の実施

a 調査の在り方

(a) 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する必要がある。

(b) 本調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う必要がある。

(c) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、下記bの事項に留意する。

b 自殺の背景調査における留意事項

(a) 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情にあることを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、最大限の配慮と説明を行う。

(b) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(c) 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生への質問紙調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(d) 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族との合意を図る必要がある。

(e) 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(f) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

- (g) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
 - (h) 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
 - (i) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないことを理由に、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に細心の注意を払う必要がある。
- (キ) その他留意事項
- a 法第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無を確認するための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全体の事実関係が明確にされるとは限らないことから、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第 23 条第 2 項による措置によって、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りでない。
 - b 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域社会にも不安や動揺が広がることから、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。
 - c 市教育委員会では、義務教育段階の児童生徒に関し事案の重大性を踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や、区域外就学等の弾力的な対応をする。

イ 調査結果の提供及び報告

- (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- a 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。
- b これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮しながら適切に情報を提供する。

- c 質問紙調査を実施する場合は、事前に調査対象となる児童生徒やその保護者に対し、その結果をいじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを説明するなどの措置が必要であることを留意する。
- d 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

- a 調査結果については、速やかに市教育委員会を通じて市長に報告する。
- b 上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

（公立の学校に係る対処）

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- (ア) 上記（1）イ（イ）の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、上記（1）アの調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。
- (イ) 再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行い、公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。
- (ウ) 市長による再調査についても、市教育委員会または学校による調査に準じて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するよう努めるものとする。

イ 議会への報告

- (ア) 市長は、法第30条第3項に基づき、その結果を議会に報告する。
- (イ) 議会に報告する内容は、個々の事案の内容に応じて適切に設定するとともに、個人情報保護について十分に配慮するものとする。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置

- (ア) 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- (イ) 市教育委員会においては、指導主事やこども支援センター職員の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家を配置するなど、必要な措置を検討する。

市長においては、青少年健全育成や児童福祉等の総合的な観点から必要な措置を検討する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 市の基本方針の見直し時期

市は、3年の経過を目途として基本方針を見直すとする国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

- ＜特 徴＞
- 子どもの生命をいじめの問題から守ることを第一に、児童生徒の健やかな育ちといじめのない社会の実現を目指すこと
 - 学校や家庭・地域社会・関係機関等が連携し、組織的にいじめの問題に対応する体制づくりをすること
 - 児童生徒の思いやりの心や自他の命を大切にすることを育み、いじめの問題の未然防止等に努めていくこと
 - 八戸市公立小・中学校でのいじめの問題への対応等を支援すること

＜策定目的＞ 「八戸市いじめ防止基本方針」は国が制定した「いじめ防止対策推進法」に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、策定するものである

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

2 いじめの定義

- ・ いじめとは一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為

3 いじめの理解

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである
- ・ 多くの児童生徒が加害者にも被害者にもなっている
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払う

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・ いじめは絶対に許されない行為であることを共通認識し、市民が一体となり、いじめ防止等の取組をしていく必要がある
- ・ いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処の前提であることから、観察や相談活動、調査紙等を用いるなど、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である
- ・ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に組織的かつ適切に指導する

第2 いじめの防止等のための八戸市の対応

1 八戸市が実施する施策

- 「八戸市いじめ防止基本方針」の策定
- 「八戸市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
 - ・ いじめの防止等に関係する機関や団体との連携
- 「八戸市いじめ問題専門委員会」（教育委員会の附属機関）の設置
 - ・ いじめの防止等のための対策についての調査審議
 - ・ 八戸市公立小・中学校のいじめ重大事態に係る事実関係を明確にする調査

2 八戸市教育委員会が実施すべき取組

- いじめの防止のための取組
 - ・ 豊かな心の育成 ・ 児童生徒・保護者への意識啓発 ・ 調査研究 ・ 相談体制の整備
 - ・ 教職員の資質向上 ・ インターネットで行われるいじめへの対策 ・ 児童生徒への措置
- いじめに対する措置
- 重大事態への対処
- 学校評価の留意点、教員評価の留意点
- 学校運営改善の支援

3 学校が実施すべき取組

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- 学校のいじめの防止等に関する措置
 - ・ 協同指導体制づくり ・ 道德教育の推進 ・ 体験活動の充実 ・ 研修の充実
 - ・ 授業の充実 ・ いじめを生まない学校風土づくり

4 家庭・地域社会及び関係機関等における取組の必要性

- ・ いじめの防止等の取組は学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むことが重要である
- ・ 子どもの教育については保護者に第一義的な責任があることを認識し規範意識や正義感等の精神や心を日頃から育むことが大切である

5 重大事態への対処

- 市教育委員会又は学校による調査
 - ・ 重大事態の意味

児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあると認めるとき
 - ・ 重大事態の報告と調査

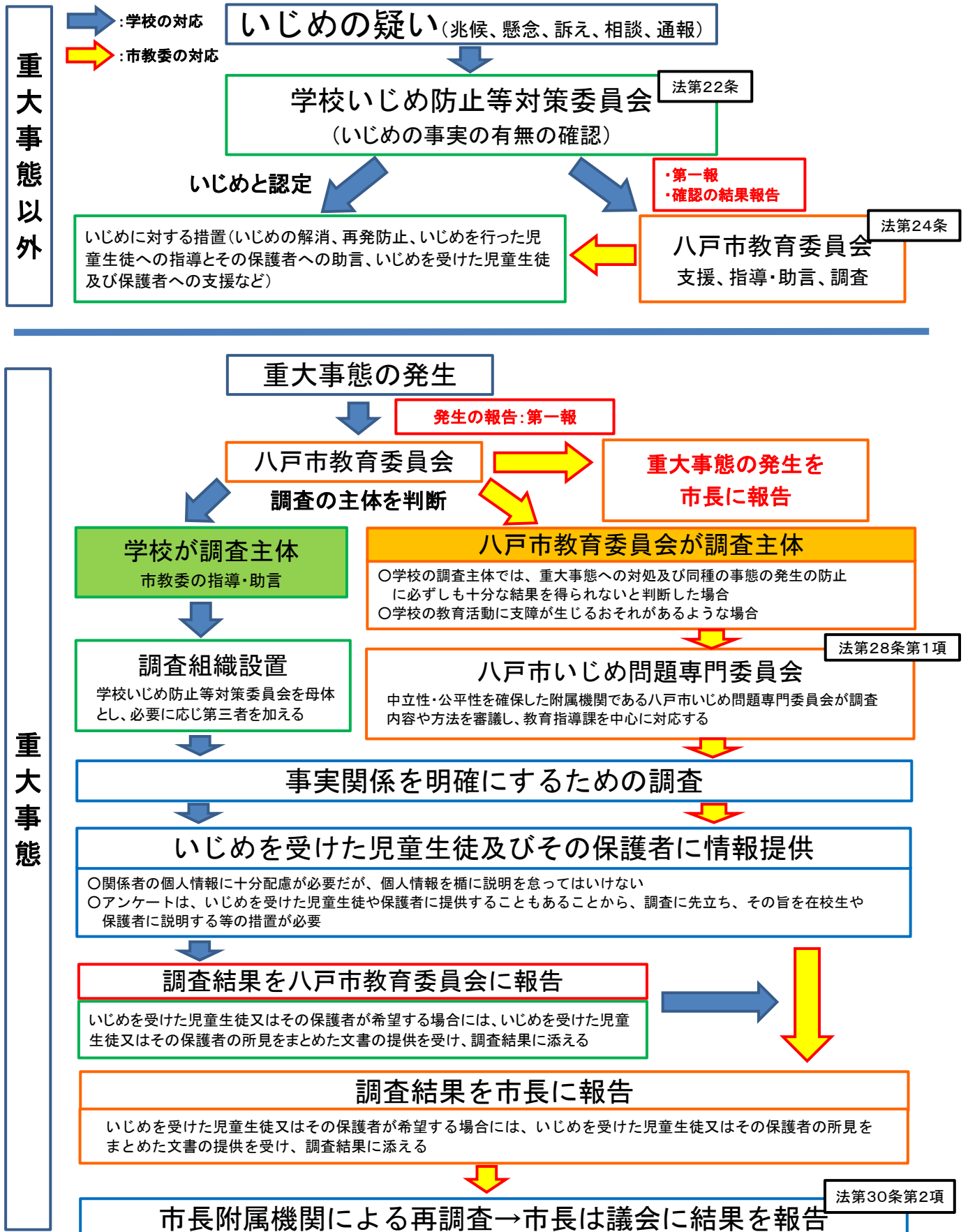
重大事態の発生を速やかに市教育委員会を通じて市長に報告する
学校又は市教育委員会は、事実関係を明確にする調査を実施する
 - ・ 調査の結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に情報を提供する
調査結果を速やかに市教育委員会を通じて市長に報告する
- 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - ・ 市長は、必要に応じて再調査を行う
 - ・ 市長は再調査結果について、議会に報告する
 - ・ 再調査の結果を踏まえた当該重大事態への対処、同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる

第3 その他の重要事項

国の基本方針見直し等の動向を勘案して見直しを検討し、必要に応じて見直す

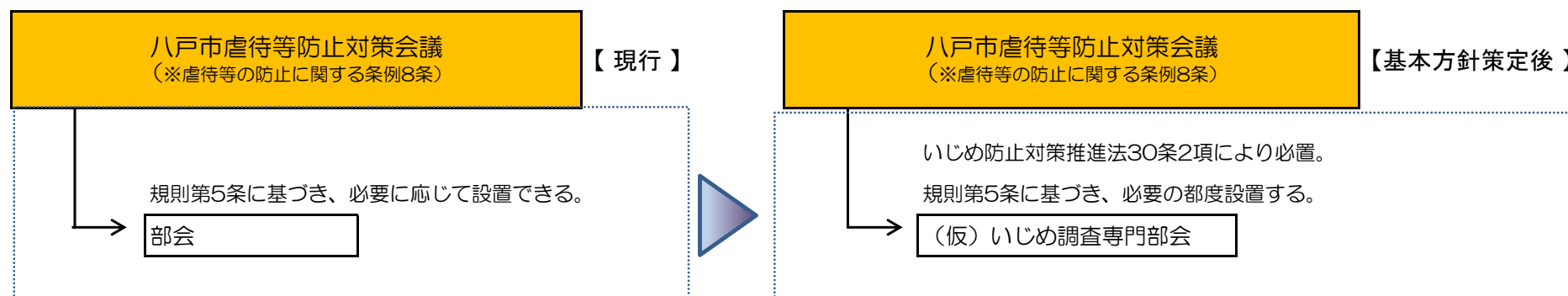
「いじめ防止対策推進法」及び「八戸市いじめ防止基本方針」 に基づくいじめ対応フロー図



八戸市虐待等防止対策会議について
(いじめ防止対策推進法に基づく再調査機関の設置)

資料3-4

平成28年3月17日
福祉政策課



【(仮)いじめ調査専門部会における審議の流れ】

